

超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令愛三百三十八号）第八十一条第一項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十一条第一項第四号に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 屋根ふき材、安全上重要である天井（令第八十一条第一項第三号に基づき、国土交通大臣が定めるものをいう。）、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八～九 （略）